

## 大阪地方裁判所第5民事部の不当決定に断固抗議する声明

3月1日、大阪地方裁判所第5民事部（岩崎雄亮裁判官）は、西三喜夫さんが申立てた「出向命令無効確認等仮処分命令申立事件」に対して、「却下する」という不当決定を下した。

我々は不当判決に対して、満腔の怒りを持って断固抗議する。

言うまでもなくこの仮処分申立ては、JR東海会社が54歳原則出向制度を悪用して、JR東海労働組合員を一日も早く運輸所職場から放逐するために行なった強制出向を許さない闘いの一環として行ったものである。

JR東海会社は西さんの同意を全く無視して、とにかく出向ありきの対応を繰り返してきた。最初にスリーエスの出向通知取消し、その後にエムティへの強制出向、ところが都合が悪くなり、その出向の取消しを行わざるを得なくなると、苦肉の策として、言いなりになる関西新幹線サービック京都事業所への「出向先の変更」を強行した。それは、労働者の権利と利益を守るために奮闘する西さんを職場から放逐するためであったのだ。しかし裁判官はそれらを一切無視して「却下する」という不当決定を下したのである。

裁判官は「却下」の理由を必死になって羅列している。「債権者（西さん）は、生計を一応維持し得る程度の給与の支払いを受けている」とか「新幹線運転士としての勤務時における給与月額と本件出向命令後の給与月額は相当の差額があるから、確かに、新幹線運転士としての職務手当の有無が債権者の家計に与える影響は大きいものと想像される」「しかし、本件申立ては本件出向命令の効力を仮に停止し、債権者のサービックにおける就労義務が存しないことを定めることを内容とするものであるから、債権者と債務者（JR東海会社）との間の雇用契約における業務内容が新幹線運転士であるとの法律関係を確認することを内容とするものではなく、仮に本件申立てに係る保全命令を発令したとしても、債権者と債務者との間で本件再雇用の内容について争いがある状況の下、債権者に対して新幹線運転士としての職務手当が支払われることが見込まれるとは言えない」「債務者は、本案判決の確定までは、仮に債権者が求める仮処分命令が発令されたとしても、これを受け入れて任意に履行するつもりがない旨を明らかにしている」「出向命令は、債権者に対してのみ個別に出されたものではなく、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う新幹線輸送量の減少に伴い、54歳以上の新幹線乗務員合計35名程度に対して出向を実施する計画に基づいて行われたものであることがうかがわれるから、債権者に対してのみ、これを解除する措置をすることが、通常期待できるということもできない。」そして挙句の果てに、「組合活動における不利益が生ずるとしても、これによって組合活動を行うことが不可能となると認めることはできない。」「債権者の組合活動にとって支障があるものであったとしても、直ちに債権者にとって著しい損害に当たると評価することはできない。」とまで言い、JR東海会社によるJR東海労働組合員に加担しているのである。

この度の不当決定で、我々が置かれている状況と今後の課題が明確になった。

我々JR東海労働組合は、今後も西さんと共に闘い、更なる組織の強化と拡大を実現していく。それが不当決定に対する我々の回答である。

2023年3月3日

JR東海労働組合新幹線関西地方本部